

# Newsletter



Institute for International Monetary Affairs  
公益財団法人 国際通貨研究所

## 危機後の金融規制改革において APEC が果たすべき役割

ABAC 金融経済作業部会  
2010 年リードスタッフアー  
澤岡 直樹<sup>1</sup>

### <要旨>

- 金融危機からの脱却の過程で、グローバルな金融規制改革が進行している。こうした金融規制改革の中には、通貨制度やバーゼル規制、国際会計基準 (IFRS) など中小企業を含む域内の貿易取引・商業活動に大きな影響を与え、ビジネス界でも関心の高い事項が多く含まれている。
- 貿易・投資の自由化・円滑化がメイン・テーマである APEC にとって、これらの金融規制改革は従来必ずしも直接のアジェンダではなかった。しかし貿易・投資の拡大と金融規制改革の推進は表裏一体であり、G20 を含む他の国際会議とも連携しながら、APEC は、実体経済の声をもっと反映させるべく、金融規制改革について積極的に議論を進めて意見発信していくべきである。

### <本文>

#### はじめに

アメリカが議長国を務める 2011 年の APEC も中盤に差し掛かり、5 月の 19 ~21 日にはモンタナ州ビッグスカイにて APEC 貿易担当大臣会合、中小企業大

<sup>1</sup> 同氏は三菱東京 UFJ 銀行 国際企画部情報戦略室副室長。本稿は著者の個人的見解であり、三菱東京 UFJ 銀行や国際通貨研究所の組織としての見解ではない。

臣会合が開催される。APEC 地域では中小企業が全企業数の 9 割に上り、中小企業のクロスボーダーでの貿易取引・商業活動の支援は極めて重要である。APEC ビジネス諮問委員会である ABAC でも、こうした中小企業からの為替相場の安定を求める声や、バーゼル III や IFRS 導入に伴う中小企業へのマイナスの影響の回避を求める声が頻繁に聞かれる。APEC では、従来、通貨制度やバーゼル規制、IFRS 等いわゆる金融規制改革については必ずしも積極的に議論が行われているわけではなかった。そこで本稿ではこうした状況を受け、現在世界的な金融規制改革を議論する中心的国際会議である G20 の活動も振り返りながら、この分野において今後 APEC が果たすべき役割について述べたい。

### 金融規制改革を巡る ABAC の議論

ABAC で扱うテーマは、APEC の性格上、貿易と投資に関するものが多かったが、ここ数年は、グローバルな金融制度改革議論の盛り上がりに伴い、ABAC でも金融に関する議論が多くなりつつある。特に中小企業に関するものが多く、以下に①通貨制度、②バーゼル III、③IFRS を例にとって説明したい。

#### ① 通貨制度

第一に安定した通貨制度の構築は、とりわけ中小企業にとっての切実な要求である。貿易や投資活動に伴う為替レート的大幅な変動は、企業業績に極めて大きな影響を与えるため、ABAC では過度な通貨変動を避けた安定的な通貨制度の構築を望む声が繰り返し聞かれる。しかしながら、通貨制度を含めた金融規制改革の議論は APEC の直接のアジェンダではなく、G20 等他の国際会議で行われるべきだ、という理解・風潮があり、コンセンサスとしてはまとまりにくい。このため 2010 年の財務大臣宛 ABAC 提言でも、「為替レートの行き過ぎた変動及び秩序のない動きが経済・金融の安定にとってマイナスの結果をもたらすという G20 の評価に同意」<sup>2</sup>する、と述べるに留まっている。

通貨制度に関して、APEC はこれまで積極的な発言は行ってこなかった。その意味で、2010 年の財務大臣会合共同声明（第 7 項）において、「経済のファンダメンタルズを反映し、より市場で決定される為替レートシステムに移行し、

---

<sup>2</sup> 本稿における ABAC 関連の提言は ABAC 日本支援協議会のホームページ ([www.keidanren.or.jp/abac/](http://www.keidanren.or.jp/abac/)) によった。

通貨の競争的な切下げを回避する。先進国は、為替レートの変動の過度の変動や無秩序な動きを監視する。これらの行動は、新興国が直面する資本移動の過度な変動のリスクを軽減させる助けとなろう」と述べた点は大きな前進であり注目に値する。

### ②バーゼル III

第二に、ABACはバーゼルIII導入に伴う金融規制強化により、貿易金融を含めた融資量が減少し、これが貿易の減少に繋がり、ひいては中小企業の活動に支障が出るのではないかと懸念している。国際商工会議所によれば、バーゼルIIIの導入により貿易金融において、マージンが2~4割増加する一方で取引量が6%減り、その影響で貿易取引自体も1.8% (2,700億ドル) 減ると試算されている<sup>3</sup>。こうした取引の減少やその悪影響は、金融的に脆弱である中小企業において特に強く表れる可能性がある。

ABAC においては、金融上のアクセスの低下は中小企業にとって重大な貿易障壁と捉えており、これを改善するため有担保融資に関する法的枠組みの整備や信用情報制度の充実、更にベンチャーキャピタルを含めた出資者の育成を提唱している。しかし、バーゼル III を含めた金融危機後の世界的規制強化の動きは、こうした中小企業のニーズと離れているばかりでなく、銀行の資本が不足する場合に資産圧縮を強く迫ることから、中小企業金融に必要以上にネガティブな影響を与えかねない。APEC は、メンバーの顔ぶれからも G20 に匹敵する重みある集まりであり、今の金融制度改革の議論についてもっと積極的に関与し、生産や貿易の主体を代表する意見を発信していくべきだろう。

### ③IFRS

第三に IFRS が中小企業の金融活動に及ぼしうる潜在的影響についても、十分な配慮が必要である。ABAC は APEC の目標である規制調和の推進と地域経済統合の促進の一部として、域内での IFRS の適用を強く支持しているが、その適用にあたり実体経済活動への影響を最小限に留めるよう求めている。2011年2月、ABAC は国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB)

---

<sup>3</sup> Report on findings of ICC-ADB Register on Trade & Finance, 21 September 2010 及び <http://www.financeasia.com/News/240845.basel-iii-cool-heads-needed-to-ease-trade-finance-fears.aspx>

に書簡を提出し、オペレーティング・リースを含むすべてのリース取引をオン・バランス化する案に反対している。即ち、リース金融が中小企業にとって極めて重要である点を踏まえて、「信用供与におけるネガティブ・インパクトは、とりわけ中小企業にとって大きいことが予想されること。中小企業は通常、大企業と比較して資金調達手段が限られており、銀行との関係に基づく融資や資本市場へのアクセスが行いにくい」と述べている。APEC は IASB や ABAC とも連携しながら、会計基準に関するグローバルな議論に有効な貢献をするよう尽力すべきである。

## G20 の変化の兆し

通貨制度やバーゼル規制、IFRS を含めた金融規制改革について、議論が行われている中心的な国際会議は G20 である。もともとブレトン・ウッズ機関の制度的フレームワークの中で、システム上重要な国々の間における主要な経済・金融政策上の問題を議論する場として設けられた G20 は、2008 年の世界同時不況発生直後の 11 月に、初めて首脳サミットが開催されてから、その活動範囲はより拡大されている。

2009 年にピッツバーグにて開催されたサミットの声明文では、「国際的な金融規制体制の強化」といった従来のアジェンダに加えて、成長戦略（「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み」）の枠組みを打ち立て、更にエネルギー安全保障と気候変動、雇用、貿易といった、言わば従来の APEC アジェンダについても言及している。更に 2010 年 11 月に発表された G20 ソウル・サミットの共同宣言には、三つの付属文書が発表されており、インフラ、人材開発、貿易、食料安全保障、金融包摂といった点についての G20 の取り組みが記されている<sup>4</sup>。

2011 年の議長国であるフランスのイニシアティブのもと、一次産品価格上昇に伴う食料安全保障への懸念を背景に、6 月には初めての G20 農業大臣会合が開催される予定である。この意味で G20 の活動は、貿易・投資の自由化・円滑化を軸として、傘下にさまざまな大臣会合を行う APEC の活動範囲に徐々に接近している。

---

<sup>4</sup> 本稿における G20 関連の声明は財務省のホームページによった。

## 今後の展望

貿易・投資の自由化・円滑化と金融・財政政策を含む国際金融規制体制の整備とは、世界的経済成長のための言わば車の両輪である。WTO ドーハ・ラウンドにおける国際的通商交渉が暗礁に乗り上げる中、APEC はその非拘束性原則を十分に生かして、より高度で戦略的な見地から、アジア太平洋地区のあるべき姿についての青写真を示し、その実現に向けた道筋を規定している。一方 G20 は、財政・金融政策に関する国際的共同歩調措置を中心とした景気回復に中心的役割を果たし、かつバーゼル委員会や金融安定化理事会を通じて国際的金融アーキテクチャーの回復に尽力している。今日において貿易・投資の拡大と金融規制改革の推進は表裏一体であり、これらは同時に議論していく必要がある。

とりわけアジアにおいては、取引そのものを重視した投資銀行よりも、取引関係を重視した伝統的企業金融が主流であり、預金ベースも厚いなど、欧米とは際立った特色がある。こと金融規制改革における世界標準の決定に際して、製造業が集積し、貿易が盛んな地域、実体経済の重みの大きい地域の視点を十分に反映させる必要がある。

今回の金融危機を受けて G20 がその活動範囲を拡張したように、APEC においても構造改革の一環として、金融規制改革が積極的に議論されるべきであり、アジア・太平洋地域の声を全世界に向けて発信していくべきであろう。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2011 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>